

## 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ)の認定事務取扱要領

### 1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により経済産業大臣の指定を受けた業種(以下「指定業種」※1という。)に属する事業を行う札幌市内の中小企業者(法人の場合は「本店登記が札幌市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が札幌市内にあること」が必要です。)で、次の(1)(2)(3)いずれにも該当すること。

- (1) 原油又は石油製品※2(以下「原油等」という。)の最近 1 か月間※3の仕入価格が前年同月に比して 20%以上上昇していること。
- (2) 製品の製造若しくは加工又は役務の提供に係る売上原価※4のうち原油等が 20%以上を占めていること。
- (3) 最近3か月間※3の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること(認定申請書における「3 製品等価格への転嫁の状況」において $P > 0$ であること)。

※1:「指定業種」は、経済産業省告示「中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定業種指定について」によるものとし、業種は細分類での認定となります。業種の定義については「日本標準産業分類」をご参考ください。

※2:「石油製品」とは、揮発油(ガソリン)、灯油、軽油、その他の炭化水素及び石油ガス(液化したものを含む)とします。

※3:「最近3か月間」は、申請日から6か月以内(申請月を除く)の連続する3か月間とし、「最近 1 か月間」は最近3か月間の最新月とします。

※4:「売上原価」は申込時点で最新となる売上原価とします。また売上原価に人件費を含んでいる場合は、人件費を除いた売上原価で算出できます。

### 2 認定申請手続について

(1) 別表にて、認定要件①～③のうちどの認定要件に基づいて申請を行うかをご確認ください。認定要件により認定申請書の様式が異なります。

(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ)、原油等の仕入等に関する資料に必要事項をご記入のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。

ただし、新型コロナウイルスの影響を鑑み、下線の引かれている書類は、添付省略可能としております。

なお、申請受付時間は 9:00～12:00、13:00～16:30 です。

共通書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>最近3か月間及び前年同月における、原油等の仕入額及び仕入数量を確認できる資料。例)仕入元帳、請求書、領収書など。申請に当たっては、各月の合計仕入額及び合計仕入数量を明確にして添付してください。</u></li> <li>・ <u>最近3か月間及び前年同期における、売上高を確認できる試算表</u> ※試算表の添付が困難な場合には下記のいずれかの書類でも可 例)売上元帳、請求書、通帳の写しなど</li> <li>・ その他、「原油等の仕入等に関する資料」に記載した内容が確認できる資料</li> </ul>
法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し</li> <li>・ <u>決算報告書の原本又は写し(直近1期分)</u></li> </ul>
個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定申告書(直近1期分)※事業所の所在地及び業種名が確認できるもの</li> </ul>

(3) 札幌中小企業支援センターで受付を行い、原則翌営業日以降に札幌市公印を押印した認定申請書を認定書として交付いたします。

(4) 認定書は、有効期間内(30日間)に金融機関又は信用保証協会に提出してください。

<p><b>【相談・申請受付窓口】</b> 札幌中小企業支援センター (事業者向けワンストップ相談窓口) 所在地:札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル2階 電話:011-231-0568</p>	<p><b>【制度の運用】</b> 札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部 商業・経営支援課金融・経営支援担当係 所在地:札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階</p>
--	--



## 原油等の仕入等に関する資料

## 【事業が属する業種ごとの最近1年間の売上高】

主たる事業が属する業種※1は\_\_\_\_\_

業 種※2	最近1年間の売上高	構成比
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
全体の売上高	円	100%

※1:最近1年間の売上高が最大の業種名(主たる業種)を記載。主たる業種は指定業種であることが必要。

※2:業種欄には、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

## 【主たる業種及び企業全体それぞれに係る原油等の仕入単価の上昇】

	原油等の最近1か月の 平均仕入単価	原油等の前年同月の 平均仕入単価	原油等の仕入単価の 上昇率 (E/e×100-100)
主たる業種	円【E】	円【e】	%
全体	円【E】	円【e】	%

## 【主たる業種及び企業全体それぞれの売上原価に占める原油等の仕入価格の割合】

	最新の売上原価	最新の売上原価に対応する 原油等の仕入価格	売上原価に占める原油等の 仕入価格の割合 (S/C×100)
主たる業種	円【C】	円【S】	%
全体	円【C】	円【S】	%

(注)最新の売上原価及び原油等の仕入価格は、直近の決算期の値でも可。

## 【主たる業種及び企業全体それぞれの製品等価格への転嫁の状況】

	最近3か月間の 原油等の 仕入価格 ( 月～ 月)	最近3か月間の 売上高	(A/B)	前年同期の 原油等の 仕入価格	前年同期の 売上高	(a/b)	(A/B) - (a/b) = P
主たる 業種	円 【A】	円 【B】		円 【a】	円 【b】		
全体	円 【A】	円 【B】		円 【a】	円 【b】		

(注)認定申請にあたっては、主たる業種に属する事業を営んでいることが確認できる書類や、上記の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が確認できる資料(仕入帳、試算表、元帳など)の添付が必要です。